

| | | |
|-------------------|--|---|
| | <p>登録がされた株券の株式</p> <p>同項に規定する日後に、第四百四十六条第一項の振替株式</p> | <p>当該請求の日後に、当該優先出資</p> |
| <p>第五百五十三条第一項</p> | <p>消却され、又は転換された</p> | <p>消却された</p> |
| <p>第五百五十五条第三項</p> | <p>商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配</p> | <p>資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二百二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第二百二条第一項の金銭の分配を含む。）</p> |

| | | |
|----------------------|-------------------------------------|--|
| <p>第一百五十五条第三項第二号</p> | <p>商法第二百四十一条第二項の株式</p> | <p>資産の流動化に関する法律第五十八条第二項の優先出資（旧資産流動化法第五十八条第二項の優先出資を含む。）</p> |
| <p>第一百五十五条第三項第四号</p> | <p>前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株式</p> | <p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における資産の流動化に関する法律第五十八条第三項の出資の持分</p> |
| <p>第一百五十七条第一項</p> | <p>消却又は転換</p> | <p>消却</p> |
| <p>第一百五十七条第三項</p> | <p>若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金</p> | <p>の配当、資産の流動化に関する法律第二百二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第</p> |

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|--|
| | <p>銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金</p> | <p>百二条第一項の金銭の分配を含む。)又は資産の流動化に関する法律第十九条第一項に規定する優先資本(旧資産流動化法第十九条第一項に規定する優先資本を含む。)</p> |
| <p>第百五十八条第二項第一号</p> | <p>株式申込証</p> | <p>優先出資申込証(資産の流動化に関する法律第三十八条第一項に規定する優先出資申込証をいい、旧資産流動化法第三十八条第一項に規定する優先出資申込証を含む。以下同じ。)</p> |
| <p>第百五十八条第二項第四号</p> | <p>新株予約権付社債に</p> | <p>転換特定社債の転換によって発行される優先出資が振替優先出資である場合又は新優先出資引受権付特定社債(資産の流動化に関する法律第百十三条の四第一項に規定す</p> |

| | | |
|------------------|--|---|
| | <p>新株予約権付社債申込証</p> | <p>に る新優先出資引受権付特定社債をいう。)</p> <p>同法第一百条第一項に規定する特定社債申込証</p> |
| <p>第百五十八条第三項</p> | <p>株主名簿</p> | <p>優先出資社員名簿及び単位未満優先出資原簿</p> |
| <p>第百五十八条第四項</p> | <p>若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。</p> | <p>に記載しなければならない。</p> |
| <p>第百五十八条第五項</p> | <p>新株予約権を</p> | <p>転換特定社債の転換を請求する者又は新優</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| <p>第百五十九条第一項第二号</p> | | |
| <p>第百五十九条第一項第二号</p> | <p>新株予約権の目的である株式 商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、同法第三百四十一条ノ三第一項の請求書）</p> | <p>先出資の引受権を 転換特定社債の転換によつて発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の目的である優先出資</p> |
| <p>第百十九條第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八</p> | <p>商法第二百十五條ノ二、第二百七十二条第一項</p> | <p>の五第一項又は第百十三條の四の七第一項の請求書</p> |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | <p>十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。） 又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）</p> | |
| <p>第一百五十九条第一項第三号</p> | <p>商法第二百九十三条ノ五第一項</p> | <p>資産の流動化に関する法律第二百二条第一項 又は旧資産流動化法第二百二条第一項</p> |
| <p>第一百六十条第一項</p> | <p>商法第二百二十三条第一項</p> | <p>資産の流動化に関する法律第四十四条第一項 又は旧資産流動化法第四十四条第一項</p> |
| | <p>同法第二百六条第一項の名義書換</p> | <p>資産の流動化に関する法律第四十二条第一項の名義書換（旧資産流動化法第四十二条</p> |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | | <p>第一項の名義書換を含む。）</p> |
| <p>第六十六条第二項</p> | <p>商法第二百二十条ノ二第一項</p> | <p>資産の流動化に関する法律第四十八条の三 第一項</p> |
| | <p>発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）</p> | <p>発行者</p> |
| <p>第六十一条</p> | <p>生じたとき又は単元未満株式が生じたとき</p> | <p>生じたとき</p> |
| | <p>商法第二百四十一条第一項</p> | <p>資産の流動化に関する法律第五十八条第一項又は旧資産流動化法第五十八条第一項</p> |
| <p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元</p> | <p>については、当該端数（</p> | |

| | | |
|----------|----------------------------|--|
| | 未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に | |
| 第六十二条第一項 | 商法第二百六条第一項 | 資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項 |
| 第六十三条第一項 | 商法第二百十三條第一項 | 資産の流動化に関する法律第四十八條第一項又は旧資産流動化法第四十八條 |
| | 場合（ | 場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに |
| 第六十三条第二項 | 同法第二百十三條第四項 場合には | 第二百七十一條第一項 場合には、第二百七十一條第二項の規定にかかわらず |
| | 同条第四項第一号イ | 第三百三十四條第四項第一号イ |
| 第六十六条 | 商法第二百四十五條ノ三第六 | 資産の流動化に関する法律第百十八條の四 |

項（同法第二百四十五条ノ五
第四項において読み替えて準用する商法第
第五項、第二百四十九条第二
二百四十五条ノ三第六項

項、第三百五十五条第二項
（同法第三百七十一条第二項
において準用する場合を含
む。）、第三百五十八条第七
項、第三百七十四条ノ三第二
項（同法第三百七十四条ノ三
十一第三項において準用する
場合を含む。）、第三百七十
四条ノ二十三第七項、第四百
八条ノ三第二項及び第四百十
三条ノ三第七項において準用

| | | |
|---------------------|---|------------------|
| | <p>する場合を含む。）</p> | |
| <p>第百六十九条第一項第二号</p> | <p>第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）</p> | <p>第百三十一条第四項</p> |
| | <p>第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）</p> | <p>同項第九号</p> |

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先

出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百七十条 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第一項第二号の読替え後の同項第二号の二の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があつた場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。)に記載し、又は記録しなければならない。

- 一 当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所
- 二 各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。)の種類及び優先出資一口に対する割合

三 各単位未満優先出資証券の提出の年月日

2 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号口の規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3 発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもって、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。

4 第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第二百六十七条第三項の規定により無効となつた単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

5 前項の場合において、同項の単位未満優先出資証券を提出することができない者があるときは、発行

者は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後においてその者に対し第二項の代金を交付することができる。この場合において、当該期間は、三月を下回つてはならない。

6 前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

7 第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二の口数に係る振替優先出資の取得については、資産の流動化に関する法律第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十一条 発行者は、振替優先出資について資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日におい

て資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百七十二條 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十三條 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨

を公告しなければならない。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律等の適用除外)

第二百七十四条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、同法第四十八条の二第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第五項において読み替えて準用する商法第二百五十五条、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百九条第三項、第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項、資産の流動化に関する法律第四十九条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第一百八十条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第一百八十条の十第一項において読み替えて準用する商法第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条及び第二百二十条第四項並びに旧資産流動化法第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条

ノ十七第二項並びに旧資産流動化法第二百二十条第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第四節 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替

(権利の帰属)

第二百七十五条 第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資についての優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）の発行の決定において、優先出資者に優先出資引受権（同法第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を与える旨及び当該優先出資引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けるとする旨を定めた場合には、当該優先出資引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替優先出資引受権の数は、当該振替優先出資引受権の目的である優先出資の口数によるものとする。

(優先出資引受権に関する新株の引受権に係る規定の準用)

第二百七十六条 第八章の規定(第七十条及び第九十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | |
|---------|-----------|
| 新株引受権証書 | 優先出資引受権証書 |
| 商号 | 名称 |
| 決議 | 決定 |

2 第八章の規定を優先出資引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| | | |
|------------|---------|---|
| 第一百七十一条第一項 | 新株引受権証書 | 優先出資引受権証書(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以 |
|------------|---------|---|

| | | |
|----------|---|---|
| 第七十三条第一項 | 第七十条第一項 | 第二百七十五条第一項 下同じ。 |
| 第七十八条 | 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第四百六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に新株の引受権 | 公示催告手続が行われている優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）に係る優先出資を目的とする優先出資引受権 |
| 第八十九条 | 第七十条第一項 | 第二百七十五条第一項 |
| 第九十条 | 株式申込証 | 優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第一項の優先出資申込証をいう。以下同じ。） |

（振替優先出資引受権についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百七十七条 振替優先出資引受権については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第四

項及び同条第五項において準用する商法第二百八十条ノ六ノ三第二項の規定は、適用しない。

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百七十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができ旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によつて発行する優先出資の発行価額によるものとする。

(新優先出資引受権証券の不発行)

第二百七十九条 振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第一百十三条の四の四第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権証券の発行を請求することができる。

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百八十条 第九章の規定（第九十三条、第九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及